名古屋地方裁判所判事補兼名古屋家庭裁判所判事補・名古屋簡易裁判所判事　塚田久美子
東京家庭裁判所判事補に補する
最高裁判所事務総局家庭局付を命ずる
東京簡易裁判所判事に補する（以上三月一日）
岡山簡易裁判所判事　矢延　正平
岡山簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（三月六日）
函館地方裁判所判事兼函館家庭裁判所判事　山田　陽三
大阪高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
京都地方裁判所判事　和田　真
函館地方裁判所判事に補する
函館地方裁判所長を命ずる
兼ねて函館家庭裁判所判事に補する
函館家庭裁判所長を命ずる（以上三月七日）

○定年退官
簡易裁判所判事戸澤藏輔は二月二十六日限り定年退官
簡易裁判所判事廣田瞭は三月五日限り定年退官
判事水上敏は三月六日限り定年退官
判事兼簡易裁判所判事熱田康明は三月六日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

官報告

法　務

公証人任免

横浜地方法務局所属公証人川勝隆之は願により公証人を免ぜられた。

杉垣公基は公証人に任命され、横浜地方法務局所属公証人川勝隆之の後任を命ぜられた。（以上三月三日）（法務省）

公　告

諸　事　項

工場財団

兵庫県加古郡稲美町六分一1295番地の７**株式会社**ＧＭＪの工場財団に兵庫県加古郡稲美町六分一字百丁歩1295番７本社工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 28 年 3 月 14 日

神戸地方法務局加古川支局

割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成 28 年 3 月 14 日　　経済産業大臣　林　　幹雄

名　　称	本 店 の 所 在 地	許可番号	営業廃止年月日
株式会社市民互助センター	神奈川県横浜市戸塚区戸塚町1039番地	互第3116号	平成28年２月５日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成 28 年 3 月 14 日　　関東経済産業局長　鍛治　克彦

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、平成28年５月13日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、平成28年５月13日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続から除斥されます。

名　　称	本 店 の 所 在 地	営業廃止年月日
株式会社市民互助センター	神奈川県横浜市戸塚区戸塚町1039番地	平成28年２月５日

記

あて先　〒330―9715　埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館
関東経済産業局産業部商務・取引信用課
電話　048―600―0444

様式

申　　出　　書

関東経済産業局長　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　　印

割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

1　債務者の名称及び住所
2　債権額
3　債権発生の原因たる事実

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

共同研究者の募集

国土技術政策総合研究所共同研究実施規程（平成14年３月28日国官技第378号、国総技第124号）に基づき実施する共同研究の公募課題を次のように定めたので、その研究を共同実施する者を公募する。

平成 28 年 3 月 14 日

国土技術政策総合研究所長　木谷　信之

1　研究の題目
①土砂災害危険度評価技術の高度化に関する共同研究
2　研究の題目及び申請手続きに関する詳細
国土技術政策総合研究所ホームページ
http://www.nilim.go.jp/

相続財産管理人の選任中更正

平成２７年（家）第３０１２号

長崎市銅座町１番11号
申立人　株式会社十八銀行

1　主文　当裁判所が平成27年12月14日になした相続財産管理人の選任審判中、被相続人の本籍に「長崎県雲仙市国見町多比良乙113番地１」とあるのを「長崎県雲仙市国見町神代戊914番地」と更正する。
2　決定年月日　平成28年１月29日

長崎家庭裁判所島原支部